

『越州軍記』にみる越前一向一揆

神田千里

はじめに

十六世紀後期、約百年にわたった朝倉氏の越前支配は、織田信長軍の攻撃によって崩壊し、天正元年（一五七三）に朝倉氏は滅亡し越前は織田領国となつた。ところが翌天正二年初めに、元朝倉氏家臣で織田信長から守護代に任命された桂田長俊（前波吉継、以下桂田長俊で統一）は、同じく元朝倉氏家臣富田長繁に滅ぼされ、さらにその富田は本願寺門徒らの勢力によつて滅ぼされ、越前は「一揆持」（『信長公記』卷七）の体制になつたとされる。しかし、結局この「一揆持」体制は、翌年八月に織田軍に殲滅され、僅か一年余で潰え去つた。

さて、織田領国となつた越前で短期間ではあるが「一揆持」体制が成立したのは何故なのか、それについては本願寺門徒の一揆、いわゆる一向一揆の蜂起によるものという見解が定説となつてゐる。しかし一方、越前でこの時期に一向一揆の蜂起と越前制圧が可能だつた理由や、また本願寺門徒が越前を制圧するに至つた具体的な過程については、史料的な限界もあつてか殆ど明らかにされておらず、ただ漠然と、織田権力に対する本願寺門徒の立場からの抵抗が想定されているに過ぎない。さらにこの一揆では本願寺門徒勢力の「一揆持」体制が成立した後になつて、当の本願寺門徒の

一部が反逆するという、いわゆる「一揆内一揆」が起こっているがその理由も検討されておらず、加賀一向一揆首脳による指導・支配に反発した、という『越州軍記』の叙述で説明されるのみである。

今までのところ、小泉義博氏の「越前一向一揆の展開」⁽¹⁾が関連史料をほぼ網羅しつつ、従来の研究成果の集約を試みているが、上記の点に関する考察はなされていない。確かに史料が僅少である点は検討を進める上で多大の困難となつてゐるが、従来利用されてきた史料の範囲内でも、これまで問題とされて來なかつた点を検討することにより、この事件を捉える視座を再検討することは可能であるようと思われる。特に、最近『加能史料』戦国一六（石川県・二〇一八年）が刊行され、検討の便宜はさらに向うしている。

そこで本稿では二つの方法を用いることにしたい。その一つは、この事件の僅か二年後の、天正五年の奥書をもつ『越州軍記』を活用することである。軍記物という性格上、史料としての限界はあるものの、記述内容は一次史料で裏付けられるものも少なくはなく、裏付けを求めて、活用することは可能だと思われる。第二に当該一揆を「一揆持」体制⁽²⁾という、抽象的な概念で捉えるのではなく当時の政治史、特に北陸諸勢力の「外交」関係の中を考えることである。「一揆持」を推進する勢力が政治的にどのような位置にあつたかを検討することにより、越前一向一揆の新たな側面がみて来るようと思われる。

I 『越州軍記』の描く「一揆持」成立過程

まずはいわゆる「一揆持」成立に至る過程を『越州軍記』を手がかりにしつつ跡付けることにしたい。

(1) 朝倉領国の崩壊

朝倉義景は北近江の浅井氏の援護に出陣し、浅井氏の小谷城を包囲する織田勢と戦つて敗北し、越前へと敗走するところを追撃され、あつけなく滅びたとされている。しかし『越州軍記』によれば、既に織田方に内応する家臣がおり、彼等の力により朝倉領国は崩壊し、代つて成立した織田領国の一最初の支柱となつたのも彼等であつた。『越州軍記』によれば桂田長俊・富田長繁・朝倉景鏡・魚住景固らがそれであり、そのうちの桂田長俊が織田信長から越前守護代に任命されたのである。

『越州軍記』の記述を要約すれば次のようになる。桂田長俊は既に元亀三年（一五七二）に北近江の虎御前山の城に行き、駆け入つて服属を告げて信長を喜ばせたというし、富田長繁（長秀）もやはり毛屋猪介・増井甚内助らと共に、元亀三年に織田信長に通じていた（三・越前侍共信長方工行之事）。朝倉景鏡は織田勢が越前に攻略していく中で織田勢に内応し、魚住景固は織田軍が越前に侵攻する際に敦賀に使者を送つて信長に越前の内情を知らせ、府中侵攻を進めたという（同上・平泉寺衆徒等心違之事、信長殿越前府中へ御着陣之事）。

さらに桂田長俊・魚住景固は越前攻めの織田軍の先陣を務めており（同上・信長殿諸勢大野工寄来之事）、朝倉景鏡・同七郎・朝倉景健・同出雲守・溝江長逸・桂田長俊は、天正元年十一月に織田信長が上洛した際、同じく上洛して信長に謁見したという（四・越前国江州両国守護代事）。すなわち朝倉景鏡のようない族や桂田長俊等家臣たちが織田軍に内応していたからこそ、織田軍は短期間のうちに朝倉義景を滅ぼし、越前を制圧できたというのが、『越州軍記』の語るところなのである。

一方織田信長は越前の戦況を上杉謙信に報告した朱印状で「朝倉兵庫助「景綱」・魚住備後守「景固」・朝倉駿河守・同孫六郎・同大炊允・同近江守、その外悉く罷出で一礼し候、朝倉式部大輔「景鏡」・同孫三郎「景健」、義景前を引退

し、山中にこれあり、色々懇望候といへども、今に至りて召出さず候事」（『本願寺文書』八月二十日織田信長朱印状）と述べ、魚住景固、朝倉景鏡、朝倉景健らが服属ないし、降参を申し出たと述べている。このうち朝倉景健は内応者らの中にはみえないが、天正二年の越前一揆の中で、一揆方の一員として富田長繁と戦っていることが『越州軍記』にみえ、さらに「一揆持」体制成立の後、織田信長に内応した高田専修寺、堀江景忠らと並んでやはり織田信長に内応している『法雲寺文書』天正二年七月二十日織田信長黒印状）。朝倉氏滅亡の中を生き延びたことは確実といって差し支えない。さらに『信長公記』は朝倉景鏡が、朝倉義景を自害させ、首を持参して織田信長に服属を申し出たことを記し「名字の惣領と云ひ、親類と云ひ、前代未聞の働き」（卷六）と述べている。こうしてみると大筋で『越州軍記』が記す朝倉氏滅亡の状況は一次史料や信憑性が高いとされる『信長公記』と齟齬する点はないといえよう。

（2）桂田長俊と富田長繁との対立

朝倉氏旧臣の内応者の一人桂田長俊を「守護代」（『越州軍記』『信長公記』）として据えた織田体制の内部で早くも対立が起つた。内応者の別の一人富田長繁が、長俊と抗争し滅ぼしたのである。『越州軍記』では長俊が織田信長に讒言したため、富田長繁には然るべき恩賞がなく、長繁が遺恨をもつたことが原因としている（四・越前国江州両郡守護代之事）。

しかし『尋憲記』の記すところでは、桂田長俊に専横の振舞いがあり、織田家に内応した朝倉氏旧臣らの反感を買つたためだとし、「越前国衆搞田「桂田」播磨守腹切りをはんぬ、余りに恣の儀これある間、腹切らするなり、更に信長へ対して別心にあらざる由、彼の國より信長へ注進すと云々、則ち羽柴藤吉郎、柴田修理亮、佐久間右衛門尉三人、越州へ相立つの由、必定の由なり」（正月二十七日条）とあり、さらに「越前は無事に罷り成り、飛田「富田」信長へ礼

に罷り出で、國衆悉くもつて人替「人質」を出だし、相静まり候」（二月十八日条）との情報を伝えている。富田長繁が織田信長から桂田討伐を追認されている点が注目される。

因みに『越州軍記』も「長秀「長繁」、「一身して国を持つ事成りがたし」とや思ひけん、内々織田殿の前を償ひて、越前の守護職の一行朱印を取り、舍弟を人質に岐阜へ遣しける由、風聞す」（四・富田越前国ヲ打捕威勢ヲ振シ事）と記し、『尋憲記』の記述と大筋で一致しており、『越州軍記』の信憑性の高さが窺われる。織田信長が富田長繁の桂田長俊討伐を追認するなど、服属した朝倉氏旧臣の動向に介入を控えているかに見えることが注目されよう。織田権力の越前制圧の実態を垣間見せるものとして興味深い。

（3）加賀派と富田派との対立

ところがこれで事態は解決しなかつたらしい。『越州軍記』によれば、桂田長俊を滅ぼした富田長繁は魚住景固をも滅ぼしたため、朝倉景健、朝倉出雲守らが離反したという（四・富田越前国ヲ打捕威勢ヲ振シ事）。そして二月上旬に「国中の一揆」が蜂起して加賀から七里頼周を大将として招請し、富田長繁を誅戮しようとしたと『越州軍記』は記している（四・国中一揆蜂起シテ諸侍ヲ責ル之事）。

『越州軍記』の記す「国中一揆」の実態であるが、朝倉景健・同景胤が「国中一揆」に味方して富田と戦つており（四・富田与一揆合戦之事）、また溝江長逸が進駐した本願寺家臣下間頼照と加賀一向一揆首脳の杉浦玄任に人質を出しており（同上・金津溝江大炊允館ヲ一揆等攻ル事）、織田氏に内応して織田体制を形成した朝倉氏旧臣のうち、反富田派を形成した者らがその一角を形成していることは想像にたやすい。これに対しても、富田の「股肱の臣」増井甚内助や毛屋猪介らは富田に味方して討死している（同上・富田ガ衆毛屋・増井被誅之事）。即ち桂田長俊を討伐した際に結束して

いた旧朝倉家中の者たちが、「國中一揆」派と富田派とに分裂して戦っているありさまが叙述されている。

さらに『越州軍記』によれば、「國中一揆」が加賀一向一揆の指導者と結ぶ一方、「府中町人」や真宗「三門徒」派は富田方であり（四・富田与一揆合戦之事）、『越州軍記』の異本『朝倉始末記』の記事を勘案すると、本願寺門徒の指導者の一人本覚寺は、真宗高田派の「高田仙福寺」（高田専福寺）と戦つており（卷之七・一揆高田仙福寺へ寄スル事）、真宗高田派も「國中一揆」に属していない。高田専福寺は人質を出して本覚寺の率いる一揆勢と和睦しているが、実際には織田信長に通じていたという（同前⁽³⁾）。即ち「府中町人」・真宗三門徒派・真宗高田派らの、富田への与同と「國中一揆」への対抗とが叙述されている。

これらの点から、旧朝倉家臣で反富田派を形成した者たちと、越前国内勢力のうち、加賀一向一揆の指導者と結んだ勢力とが共に「國中一揆」に属していたことが想定できる。こうしてみると、当時の越前国内が二つの勢力に分裂しており、その一方が加賀一向一揆と結び、他方が富田長繁と結んで互いに対立していたと推定することができよう。

『越州軍記』から想定される、こうした対立の全体像を明らかにすることは史料の残存状況から困難であるので、越前地域の本願寺門徒勢力に限って検討してみよう。『越州軍記』は「國中一揆」と加賀一向一揆との指導者が結んだ状況で越前国内の多くの本願寺門徒が蜂起したとする。即ち「河合の八杉」は一揆の大将となり、乙部勘解由左衛門の館を奪い、「西の庄」（北庄）の一揆は朝倉孫六を誅戮し、河北（河合庄）の一揆は黒坂与七の館を攻め黒坂与七兄弟の首を加賀から来た七里頼周の許に持参して戦功を報告したところ、七里は大将である七里自身の下知によらず「私として武士を殺すこと」は「言語道断の曲次第」であると叱責して頸を持参した者の処刑を命じたという（四・國中一揆蜂起シテ諸侍ヲ責ル之事）。このうち「河合の八杉」は朝倉義景滅亡の際に義景の娘を大坂へ送り届けた（三・福岡ニ義景ノ息女二人預ケラル、事）、本願寺に出入りできる人物として描かれ、「河北の一揆」も黒坂与七兄弟の首を七里頼周の

許に持参して報告した本願寺門徒勢力として描かれている。

ところが、蜂起した本願寺門徒の中でも「國中一揆」勢力と富田派勢力との対立があつたことを記すのが次の史料である。

『山本重信家所藏文書』（『加能史料』 戦国一六、一一四頁）

乍恐以一書申上候、

一、末野村立神清右衛門与申者、村人理不尽に討捕申、其上家中悉致監妨「濫妨」、致放火候、殊立清儀者、去年拾月十四日ニ、以墨付御門跡様江御理為申上者之儀、少も無如在者にて候處、討捕申候條、村人被為召上被成御糾明、急度被仰付候者、可忝存候御事、

一、府中板屋父子共ニ、是も理不尽ニ不及糾明、寄事左右、被討捕候儀、如何可有御座候哉、殊被仰付候市石源内者落行申候て、無如在板屋儀、被討捕候事、迷惑之旨、親類共申御事ニ候條、常楽寺門徒中存分有之義ニ御座候、何も被召出、急度被仰付候者、生々世々難有可存候御事、

一、円宮寺与申者、御門徒雖為坊主分、去十四日「二月」之働ニ茂、富田与有同心、御門徒之法敵ニ被成罷事ニ候、無隱候、殊十八日之富田打宛「死」仕候時迄、円宮寺・下々者共、長泉寺山江夜打ニ（以下次）、

後欠の断簡史料であるため、訴訟主体の詳細は不明であるが、本願寺門徒勢力の指導者に對して提出されたと考えられる訴状の断簡である。ここで知られるのは三点の訴えであり、前二者は「如在なき者」であるにもかかわらず理不尽に討伐された者に関する正当な裁許の要求である。末野村村民から討伐された末野村の立神清右衛門は前年に「墨付」をもつて「御門跡様」即ち本願寺顕如に言上した「如在なき者」であること、府中の板谷父子も「如在なき者」であるにもかかわらず討伐されたことが訴えられている。立神清右衛門が顕如に言上したことが彼の正当性を示す証拠として

挙げられている点からも、本願寺門徒勢力の指導者に対する訴えであることが窺える。

これに対し円宮寺は、富田方に味方する「御門徒の法敵」として訴えられていることが注目される。円宮寺は、後述するようすに大町専修寺賢会と共に鉢伏山城の防備に携わり、天正三年の織田軍の越前侵攻の際戦死している「国中一揆」のメンバーであった。⁽⁵⁾ その円宮寺が二月十四日の段階では富田長繁に味方し、十八日には富田の軍勢に加わったとして告発されているのである。即ち、この訴状では富田長繁に属し従軍することが「御門徒の法敵」のレッテルを貼られるような行為とみなされていたことが窺える。「御門徒の法敵」という言葉が用いられていることからも、この訴状断簡が本願寺門徒勢力の指導者に宛てられたことを示していると考えられよう。

即ちこの訴状からは、本願寺・加賀一向一揆に味方するか、富田長繁に味方するかという越前本願寺門徒団内部の対立状況の中で、本願寺に忠実な者が内部で制裁を受けたり、逆に一時的にではあれ、富田長繁に同心して「御門徒の法敵」と告発されながら門徒として地位を保つた者が存在していたことが確認できる。富田に従つたという円宮寺に対する告発が事実かどうか確証はないものの、こうした告発が存在したこと自体、門徒勢の中に富田勢に属した者が存在し得たことを物語っているといえよう。

即ち本願寺門徒勢力の中にも加賀一向一揆派と富田派との対立が存在していたことが指摘できる。この点を踏まえれば、この時点では本願寺門徒集団を含めて、『越州軍記』に描かれるような対立の構図が、広く存在していたことが想定されよう。

(4) 本願寺の越前支配成立

『越州軍記』によれば、こうして成立した「國中一揆」は本願寺の「義景の大敵なり、早々誅すべし」との下知を受

けて（四・平泉寺退治之事）朝倉景鏡を討伐して越前を制圧した。さらに本願寺は家臣の下間頼照を派遣して越前の守護に任じ、加賀一向一揆首脳の杉浦玄任を大野郡司に、下間和泉守を足羽郡司に任じたという（同上・従大坂越前守護職居置ル事）。すなわち越前は本願寺が支配権をもつ、加賀にも似た本願寺領国になつたのである。

この『越州軍記』の記述は一次史料で傍証することができる。本願寺家臣下間正秀（頼資）は、近江国興敬寺が、遠江国高天神城における武田勝頼の合戦を報告したことに対する返書の中で、「随ひて越前表の儀、一国平均、存分に仰せ付けられ候間、別して御心安かるべく候」（『興敬寺文書』（天正二年）六月二十九日下間正秀書状）と述べ、越前が本願寺の「仰せ付け」る存在に、即ちその支配下に入ったことを伝えている。

さらに天正二年十月、本願寺が北庄に御堂を建設することが越前門徒に対して伝えられている（『勝授寺文書』（天正二年）十月二十四日賈会書状）。恐らく計画のみに終わつたこの御堂建設計画が具体的にどのようなものであつたのかはもちろん不明であるが、加賀における金沢御堂に準ずるものであつたと推測することはたやすい。ここからも、「国中一揆」制圧下の越前を本願寺が自らの領国と考えていたことが窺える。

* * *

以上『越州軍記』の記述を手がかりに、裏付けとなる一次史料を検討する、という手続きにより、越前における「一揆持」体制成立の過程を考察してきた。まず少なからぬ朝倉氏家臣が織田方に内応することにより、朝倉氏領国は自壊し、内応した家臣らの体制を追認する形で織田領国が構築される。次にこの体制の中で桂田長俊と富田長繁らこれに対立する勢力とが抗争し、桂田長俊は滅ぼされた。その後の領国支配体制を立て直す過程で、越前は二つの対立する勢力に分裂する。その一つが隣国の加賀、つまり加賀一向一揆と結ぶ勢力であり、他方は国内で有力となつた富田長繁を支持する勢力である。この両派の抗争の結果、越前は加賀同様の本願寺領国となつた。これが「一揆持」体制の内実であ

ると考えられる。

本願寺領国となつた越前で、本願寺門徒勢力が少なからぬ勢力をもつことは想像にたやすい。これが従来から「越前一向一揆」の名で呼ばれてきたものといえよう。その成立は越前勢の一部が加賀一向一揆と結び、その支配を越前に呼び込むことにより実現したものであった。以上の点から見ると、朝倉氏滅亡後に顯在化した、織田権力に対する本願寺門徒の反発のみが越前一向一揆成立の原因だったわけではなく、通常の戦国大名領国でみられるような、大名家の弱体化ないし滅亡の過程で、大名家々中や国内勢力の一部が隣国と結ぶという「外交」関係も大きな要因だったと考えられる。

従つて本願寺の下で越前支配を樹立した加賀一向一揆の首脳たちも、本願寺門徒を含む越前勢にとつては、隣国加賀の勢力という側面をも有していたことはたやすく窺えよう。よく知られる越前一向一揆内での対立、いわゆる「一揆内一揆」の発生はこうした点によるところが少なくないと予想される。以下、「一揆持」内部の対立をみて行きたい。

II 「一揆持」体制に対する抵抗

『越州軍記』によれば、越前が「一揆持体制」となり、一揆らが自ら支配するつもりでいたところ、本願寺から下間頼照を守護に、杉浦玄任を大野郡司に、下間和泉守を足羽郡司に任じ、七里頼周が「上郡・府中辺」を支配することになり、越前一揆の面々には「國中諸納所半損」即ち年貢の半済分が与えられたのみであった（四・従大坂越前守護職居置ル事）。さらに越前の大坊主には知行が与えられなかつたので、彼等は武士・百姓を門徒や被官にしたため、土民らは「坊主達は後生をこそ頼みたれ、或ひは下部のごとく荷を持たせ、或ひは下人のごとく鎧をかたねさせ召使はるゝ事、

一向心得ざる次第なり」と反発し、また本願寺の支配に対しても「我等粉骨を尽して此国を打取りけるに、何とも知らざる上方の衆が下りて、国を恣に致す事、所存の外なり」と反発したという（同前）。

本願寺と加賀一向一揆首脳の支配に対しては、他国による支配として反発が、また本願寺末である「大坊主」の専横に対する反発が起つたというのが『越州軍記』の記すところである。そこで、引き続き『越州軍記』を手がかりとし、可能な限り一次史料に傍証を求めながら、その実態を考えていきたい。

（1）反対する国内勢力

まず本願寺門徒と考えられる勢力が支配に反発している。『越州軍記』によれば、十七講の衆が大坊主を誅罰しようとしたところ、本覚寺がこれを察知して講主の志伊の林兵衛という者、及び河合の八杉、本庄の宗玄らを、先手を打つて討伐したという（四・従大坂越前守護職居置ル事）。また河合庄の一揆が下間頼照に対して蜂起したが、頼照は若林長門守らを派遣し討伐し、また鎧講衆も下間和泉守を討伐せんと蜂起したが、やはり下間和泉守自身の手で討伐されたと記している（同上）。

このうち十七講については本願寺自らが糾明せんとしたことが知られる。本願寺顯如が北庄に下した御書には「十七講衆の事は、追て御糾明を遂げられ、仰付けらるべく候由」記されていた（『勝授寺文書』（天正二年）十月二十四日專修寺賢会書状）。従つて十七講は本願寺門徒の講であり、大坊主に反発していたと考えられる。河合の八杉、河合庄一揆、鎧講の実態は不明であるが、河合の八杉は前述のように本願寺に出入りできる者として描かれ、鎧講は講組織の名称をもつ点、本願寺門徒であった可能性は少なくないと思われる。

次に堀江景忠があげられる。「國中一揆」蜂起の時点では溝江長逸を攻める一揆勢に加わっており（『越州軍記』四・

金津溝江大炊元館ヲ一揆等攻ル事)、織田信長が越前一向一揆討伐に侵攻した時には、「大坂に対し遺恨あるが故に」織田方に内応している(同・信長殿越前へ御入国之事)。越前が「一揆持」体制となつていた時期に「拙者は大坂御門徒の一分に候といへども、数代嘉例の儀」である滝谷寺の七月の行を依頼している堀江幸岩斎藤秀(『滝谷寺文書』十二月二十九日堀江藤秀書状)は、その花押形から堀江景忠その人であるとされている。⁽⁶⁾ 藤秀はまた滝谷寺の所領安堵を喜び、所領が侵害された場合には、加賀一向一揆首脳の坪坂伯耆守への口利きを申し出ており(同上四月十四日堀江藤秀書状)、本願寺門徒であるとみて差し支えない。⁽⁷⁾

このように考えることが出来れば、堀江景忠(一名幸岩斎藤秀)は、本願寺門徒であり、かつ本願寺・加賀一向一揆に反したと考えられるが、既に天正二年七月の時点で信長に内応していることが確認できる(『法雲寺文書』天正二年七月二十日織田信長黒印状)。彼もまた本願寺門徒の反対派といえよう。

さらに「一揆持」下で、本願寺・加賀一向一揆の支配に反対していた勢力として、真宗高田派、朝倉景健、真宗三門徒派があげられる。前二者については、天正二年七月の時点で、織田信長に内応していることが確認できる(同前天正二年七月二十日織田信長黒印状)。真宗高田派は親鸞への帰依という信仰を有するが、宗派として本願寺派に敵対していた。朝倉景健は朝倉氏旧臣であり、富田長繁に敵対して「国中一揆」方に属したのであるが、ここでは織田方に内応している。但し翌年織田信長の越前侵攻の際には、風尾の要害に立て籠り、織田軍に降伏したとも(『高橋源一郎氏持參文書』八月二十二日織田信長書状案)、味方の首を土産に降伏を申し出たが許されず「生害」させられたとも(『信長公記』卷八)記され、その後の向背は不明である。

真宗三門徒派は、『越州軍記』では前述のように、「府中町人」と共に富田長繁に味方して「国中一揆」と戦う勢力として描かれており、天正三年六月には、「大坂」即ち本願寺門徒とは別の存在であるとして織田信長から内応を賞され

ている（『専念寺文書』六月二日織田信長黒印状、『誠照寺文書』天正三年六月六日織田信長朱印状、『誠照寺文書』天正三年六月十四日織田信長朱印状案）。

以上「一揆持」体制に反発した勢力は、本願寺門徒を始め、真宗高田派や三門徒派などの真宗諸派、さらに朝倉景健など朝倉氏旧臣等、幅広い層にわたっていたと考えられる。

（2）本願寺一族寺院と越前門徒

それでは越前の本願寺門徒が、同じ本願寺教団に属する加賀一向一揆に対立した理由は何だったのであろうか、この点を越前の本願寺一族寺院専修寺と越前の本願寺末大塩円宮寺との関係から検討してみたい。越前国大町専修寺賢会が、加賀諸江坊に宛てた書状が何点か残されており、この問題に対する手がかりを提供している。

『勝授寺文書』（加能史料）戦国一六、一五三～一五四頁）

円宮寺ハ、いもと産前煩候由候而、今朝かへり候、定而おさゑに可下候、願行番の門徒案内者ニ御つれ候へく候、願行番者、悉此方直參ニ成候、其分可有御心得候⁽³⁾、已上、
……仍苻中「府中」より此方まで在々所々能々御記候而、願行番之人ニ、以隱密御尋候而可有御輪候、西之方者、悉円宮寺へ着候事候、其分可有御心得候、円宮寺ハ皆かくし候事候、はまハすいつ「杉津」といふ村まで御輪候へく候、かうのゝうら「河野浦」なとかれか浦「干飯浦」こと／＼のこらす円宮寺門下ニ成候事候、心靜ニ御輪候へく候、ひうち「火燧」・いのお「湯尾」・しんだう「新道」など悉円宮寺門徒ニ成候、能々むらのな御しるし候て、此方へ可有御越候⁽¹⁾、すいつ「杉津」と云村より此方へ一里にて候、円宮寺、その小右衛門出候て、可馳走候、一段かくし候間、能々撰作「穿鑿」候て可有御越候、從苻中表過分の円宮寺門徒出候事候、村々能かすゑ候て御つけ

候へく候⁽²⁾、已後聞得候へハ、其方落度ニ成候よし仰事候而、撰作あるへく候、恐々謹言、

専修寺

(花押)

九月十三日

諸江殿

最初に目に付くのは賢会の円宮寺に対する警戒である。加賀一向一揆の命を受け、府中を始め門徒の数を、村々を廻つて調べるよう諸江坊に依頼した書状であるが、円宮寺には多くの門徒が着いていること、それを皆専修寺には隠していることを強調している。まず「西の方は悉く円宮寺へ着き候事候」「浜は杉津といふ村まで御輪（まは）り候べく候」と依頼している（傍線部⁽¹⁾）。また「河野浦など干飯浦悉く残らず円宮寺門下に成り候事候」と事情を説明し「心靜かに御輪（まは）り候べく候」と依頼し（同前）、更に「燧尾・湯尾・新道等悉く円宮寺門徒に成り候」と事情を述べ「よくよく村の名、御記し候て、此方へお越しあるべく候」と依頼している（同前）。

さらに繰り返して円宮寺が自分の門徒を隠しているので、「よくよく穿鑿候て御越しあるべく候」と述べ、「府中表より過分の円宮寺門徒出で候事候、村々、よく数へ候て御付け候べく候」と依頼し（傍線部⁽²⁾）、以後に（円宮寺門徒の存在が）判明したら「其方落度に成り候由仰せ事に候」と加賀一向一揆首脳部の意向を伝えている。ここから加賀一向一揆の命を受けて、越前の一族寺院専修寺が、諸江坊に依頼して越前本願寺末円宮寺の門徒数を村ごとに調査していること、一方円宮寺の方は自らの門徒数を一族寺院専修寺には隠匿している、という対抗関係を窺うことができよう。

一方専修寺が信頼しているのは直参門徒（本山や一族寺院に直属する門徒）である。賢会は諸江坊に願行の門徒集団の一員を同行するように助言し、「願行の番は、悉く此方直参に成り候、其分御心得あるべく候」と述べている（傍線部⁽³⁾）。願行の門徒団（「願行番」）は直参門徒であるから、調査にはその一員を伴うように、との言説は、現地の末寺

への不信とは裏腹の直参門徒に対する信頼をみてとることができよう。

願行の門徒は賢会が既に直参門徒としていた門徒集団である。天正二年八月二十四日の書状で、「願行の門徒、村数書きてこれを進め候、よくく村を日記のことく御輪（まは）り候べく候、何も直参に申付け候事候」（『勝授寺文書』八月二十四日専修寺賢会書状、『加能史料』戦国一六、一五二頁）と述べ、さらに「玄順の番をも直参に申付け候、其分に御心得候べく候、端々日記をしてこれを進め候」と玄順の門徒をも直参にしたことを述べ、そのことにより「玄順其方へ越し候て、定めて侘言の取り合ひのと申すべく候、覺悟に及ばず候、その分別専用に候」（同前）と述べている。玄順門徒のかつての指導者であった玄順自身が侘言したり仲介を求めたりする可能性を示唆している点、専修寺による玄順の門徒団の直参化が、玄順と専修寺の間で軋轢を生むものであつたことが想定される。

十六世紀の本願寺教団の中では、本願寺親族の一族寺院が、現地の門徒の直参化を進める一方、これが在来の門徒指導者との軋轢を生んだことが、既に金龍静氏により指摘されている。⁽⁸⁾ 後発的に創設された一族寺院は在来末寺の門徒を吸収することを試み、現地の門徒も一族寺院の門徒という格式への憧れから、この試みに同調する傾向が強く、このため一族寺院と在来の本願寺末寺との間には軋轢が生じたという。このことは著名な近江国堅田本福寺の住持が自らの寺院の歴史を記した『本福寺跡書』に「上々様には大坊主の門徒、悉く直参に召されたがる、又門徒の末々まで、手次の坊主に門徒を隠し回るのみにて、殊に直参を望むばかりなり」と記されていることからも窺うことができよう。

越前に成立した「一揆持」体制の中で、在地の本願寺末円宮寺は多くの門徒を獲得しながら、支配層の加賀一向一揆首脳部や一族寺院専修寺には隠匿しようと試み、一方の加賀一向一揆や一族寺院は直参門徒を駆使してそれを擣發していたことが知られる。すなわち専修寺と円宮寺の事例からは、加賀一向一揆首脳及び一族寺院等支配層と在地本願寺末との間で、織田軍の侵攻が予想される中で門徒争奪が行われていたことが窺われる。

一族寺院が直参門徒を駆使する体制に対して本願寺門徒の中から反発が起ることが予想されよう。それは直参門徒と一般門徒の対立となつて現れた。

『勝授寺文書』（『加能史料』 戦国一六、一七三頁）

一、我々明日八伏「鉢伏」へ上候ニ付而、人夫之儀、願行番中へ申付候處、此方より申付候ハす候間、出候ましきと、門徒衆願行方へ申候由候、是程に此方存分ニ成候間、存分たて申候在所をハ、八伏へ状を可相添候間、上候て理可被申候由、堅固可有御届候、喜兵衛者、今日迄不越候、言語迄候、難被心得事候ハ、八伏へ可承候、

……

十一月五日

諸江殿

（花押） 専修寺

賢会が自らの守備場所として割り当てられた鉢伏の要害（『勝授寺文書』 八月二十日賢会書状、『加能史料』 戦国一六、一五〇頁、同九月二十四日賢会書状、同一五四頁）へ在陣するに際して人夫を出すように門徒の方へ命じるよう 「願行番中」 即ち直参に取り立てた願行門徒団に指示したところ、門徒たちは直接専修寺から命令したのではないか、人夫は出さないと願行門徒団へ回答したという。賢会はそれほどの意趣を含んでいるのであれば、意趣を述べた在所を報告するよう、諸江坊に依頼している。

直参門徒の願行門徒団からの伝達を、一族寺院からの直接の命令ではないから応じられない、意趣を含んだ回答をしている点に、一族寺院の下で取り立てられてる直参門徒に対する一般門徒の敵意を感じることができるのでないだろうか。通常は一族寺院に直属する直参門徒の地位に憧れたとされる一般門徒たちも、一族寺院のさらに上で命令を発しているのが加賀一向一揆の首脳であるという事情から反発したと考えられる。同じ本願寺教団に属しながら、他国

者の門徒の政治的支配に対する反発したのであろう。本願寺教団内の地位をめぐる対立が、越前の「一揆持」体制の中では加賀勢力と越前勢力との対立というかたちに増幅されたと考えられる。

(3) 円宮寺の戦い

以上述べたような一族寺院との対立関係にもかかわらず、大塩円宮寺が織田軍との戦いから脱落したわけではない。十月十一日に専修寺の坊主衆「善覚・老原・与七郎・勝秀・祐喜」が戦線を離脱して逃亡し、府中方面の者たちも同心して逃亡するという事件が起つた。「我々の首を切りたる程の事は申すに及ばず候、法敵歴然に候、当城明け候躰に候の間、今夜にも取懸け候へば、拙者は腹を切る迄に候」と賢会は憤懣を述べている(『勝授寺文書』十月十二日専修寺賢会書状、『加能史料』戦国一六、一六三(一六四頁))。しかしその中で「円宮寺は同心なく候哉、小屋の者共そのままあるよし申し候、相構へて御驚候はで、よくよく御調候て給ふべく候」(同前、一六四頁)と円宮寺が踏みとどまっていることを意外そうに記している。そして結局「此方に残る人数は、大野衆少し、円宮寺の手輪(まは)り、専光寺、筋生田藤兵、都合百ばかり残り候」ということになり、賢会は「言語驚き入たる事までに候、此度内輪を引きわり、此の如き仕立て、前代未聞、御開山の御門徒の身上にて候、さんざん如何これあるべく候哉、信長に増したる覺悟迄に候」と駆落ちした門徒らを痛烈に非難している(同前)。

そして天正三年夏、織田信長の再侵攻が日程に上ることになる。『越州軍記』によれば、下間頼照や大坊主衆が「木目口・杉津口にて相支へ、一合戦せん」と参陣を命じたところ、越前の「土民」たちは「前々所領を納め取りて、平世活計したる人達出であひて戦ひ給へ」と言つて応じなかつたと記している(四・信長殿越前へ御入国之事)。結局本願寺が僅かに三千で木目峠へ、専修寺が二千で鉢伏へ、七里頬周が八百余りで中の川内へ、若林長門守等らは杉津へ向かつ

たという（同前）。円宮寺は大良越・杉津の城に籠城し、若林長門守と共に討死している（『信長公記』卷八）。

専修寺の円宮寺に対する警戒心とは裏腹に、円宮寺自身は最後まで本願寺本山の命令を遵守したのであろう。円宮寺の行動で際立つてゐるのは、本山には一命を賭して忠義を尽す一方、加賀一向一揆の門徒調査や一族寺院専修寺の直参化には門徒を隠すという徹底した抵抗に出ている点である。この行動は独り円宮寺に限らないのではないか。越前国内で加賀一向一揆に与する「国中一揆」と富田長繁に与する勢力とが対立した時には本山の命令で蜂起し、加賀一向一揆の首脳や一族寺院、それに大坊主が支配する際に、今度は「一揆内一揆」として抵抗したという越前本願寺門徒の行動と歩調はびたりと合つてゐるようと思われる。本山の命令に従うのは後生のためであり、加賀一向一揆の支配や教団秩序に服することとは峻別されてゐると考えれば、こうした行動は不思議ではないと思われる。

「坊主達は後生をこそ頼みたれ、或ひは下部のごとく荷を持せ、或ひは下人のごとく鎧をかたねさせ、召使はるゝ事一向心得ざる次第なり」という『越州軍記』の記す言葉（四・従大坂越前守護職居置ル事）は、こうした事情を見事に言い当ててゐるようと思われる。本願寺門徒の信心は、確かに命を賭した蜂起を促したが、教団の司令官に忠節を致す強力な軍團を建設する方向には向かわなかつたのではないか。『西念寺文書』には八月二十二日の日付を記した本願寺顕如の消息が伝えられているが、そこでは織田軍が「強敵」なので「口々別して氣遣はしむべきの趣、毎篇申下し候処、各油断言語に絶え候、此の如く候て、その國仏法破滅の段、歎かし」と、織田軍の侵攻を許した門徒らの「油断」が叱責されている（『西念寺文書』、『加能史料』戦国一六、一二三頁）。

III 織田信長の越前仕置

(1) 越前勢の組織と加賀侵攻

織田信長の軍勢は八月十五日に越前に侵攻するが、その軍勢には「前波九郎兵衛父子、富田弥六・毛屋猪介」ら「越前牢人衆」即ち旧朝倉家中関係者が「先陣」となつていて(『信長公記』卷八、池田家本『信長記』では「前波九郎兵衛・前波孫大郎・前波孫五郎・富田弥六・戸田与次・毛屋猪介」が「御先陣」)。先述したように『越州軍記』にも堀江景忠が「大坂に対し意根「遺恨」あるが故に」敦賀の武藤舜秀を介して織田方に内応し、信長から本領安堵の上に「加州二郡宛行ふべき旨、一行御朱印」を賜つていたと記されている(四・信長殿越前へ御入国之事)。この点は『信長公記』にも「堀江、小黒の西光寺、連々申上ぐる筋目これあり、御赦免の御礼申上げ候」(卷八)とある。特に本願寺末の小黒西光寺が内応していた点、越前本願寺教團の結束が破綻していたことを窺わせる。

織田信長自身、池田庄の諸給人、日蓮宗門徒、真宗三門徒らに宛てた朱印状で「今度馬出「出馬力」の刻、忠節の輩においては一揆等たるといへども、その罪を免じ、本知は勿論、その身の働きにより新知充行ふべし」と約束しており(『誠照寺文書』天正三年六月六日織田信長朱印状)、積極的に内応を促している。越前勢に対する殲滅作戦が強調されがちな織田信長の再侵攻であるが、上記の点から多くの内応者を得て短期間に制圧が実現したものと思われる。「一揆」に対する徹底的な掃討が行わたることは興福寺大乗院尋憲の「越前國相越記」などから確認できる事実であるが、その一方で越前の多くが織田方に属していたと考えられる。織田軍の殲滅のみに目を向けることは一面強調が過ぎると思われる。

さらに織田軍は加賀へ侵攻する。越前を制圧していたのが加賀一向一揆であつたことをふまえれば、この加賀侵攻は織田軍にとつては自然な反撃であつた。そもそも越前「一揆持」体制が、越前の反富田勢力が加賀と結んだ結果、加賀一向一揆が越前で支配権を獲得して成立した、との本稿の結論によれば、「一揆持」体制の成立は、織田方にとつては加賀一向一揆の手による越前侵攻である。織田軍が「賀州能美郡・江沼郡」を制圧し、檜屋城・大正寺「大聖寺」山の砦を建設して別喜右近、佐々木左衛門、堀江らを配置して「賀越両国」の仕置をしたこと（『信長公記』卷八）はこの文脈から理解できる。

織田信長自身「加賀の事、口二郡悉く敗北か、河北・石川両郡の者共、十数人連署をもつて種々懇望せしめ、大坂より下し置き候者共悉く生害させ、忠節として罷出すべきの由申し候間、申す所相違なくば、相免すべきの由申し、朱印遣はし候間、これまた相済み候」（『高橋源一郎氏持參文書』八月二十二日信長朱印状）と述べ、加賀側からの降参の申出を受け入れて「朱印」を遣わしたと説明している。多分に自らの戦果を過大に述べたものと思われるが、加賀一向一揆に対する戦国大名同士の戦闘と同じく、降参の申出を受け入れている点が注目されよう。逃亡した一揆勢を徹底的に追及して摘発し、処刑するという越前一揆勢に対する対応と際立った対照がみられる。

越前一揆勢は織田信長にとつて、自らの支配に背き、隣国であり敵国である加賀に内応した自領の住民である一方、加賀一向一揆は大名に準じる国の支配者として「外交」の対象である。両者に対する対応の際だつた相違はここに由来すると考えられる。織田軍のいわゆる「大虐殺」は対象が本願寺門徒であるが故に行われたのではない。そうであれば、加賀一向一揆にも同様のことが行われるはずであり「相免ずる」ことはあり得ない（また前々からの経緯をふまえて小黒西光寺が赦免されることもあり得ない）。そうではなくて、対象が自領の領民——敵国への内応に対して徹底した处罚、見せしめが必要な自領の領民だからこそ、分国支配の要件として行われたのである。このように考えて初めて加賀、

越前二つの「一揆」に対する際立った対応の相違は説明できると思われる。

織田信長がこの段階では加賀と和睦して撤退し、加賀における一向一揆の支配を認めたことは、越前北庄から加賀へ逃れた「國中一揆」勢力が存在したことからも窺える。天正四年七月、彼等は次のように述べている。「當國の儀、義景御敗軍以後、既に大坂殿より上使差下され、士卒の散落相静められ、國漸く順謐の様に御座候刻、重ねて信長出張候て、邑を乱さしめ、今に國輒からず候条、各加州表へ引退し、時剋を待ち申し候といへども、尾州勢勇兵たるにより、¹⁰ 越前諸牢人・加州の士卒武威之行を致すといへども、戰功未だ成らず候」（『武州文書』七月四日越前北庄惣老等連署書状）と。加賀が依然、織田権力の支配からは独立した領国として存続していたことが分る。

（2）真宗門徒の安堵

一揆勢の徹底した追及・摘発・処刑と共に本願寺派でない真宗諸派に対しても、教団の安堵が行われた。真宗高田派及び真宗三門徒派である。

『法雲寺文書』（『加能史料』戦国一六、二二四頁）

高田専修寺門徒之儀者、去年申上御朱印在之事候間、悉令居住可立帰候、若誰々にても違乱之輩於在之者、御朱印之開「ママ」、此旨可申理候、仍如件、

天正参

八月廿五日

熊坂

菅谷玖右衛門尉

長行（花押）

惣中

真宗三門徒派に対しては、越前侵攻の直前、大坂本願寺とは別の宗派であるとの理由で織田信長より安堵をうけ、さらには侵攻後大名となつた柴田勝家から安堵されている。

『誠照寺文書』（加能史料）戦国一六、一九四頁)

当三个寺之事、大坂為各別之旨、聞届訖、然上、此時別而可抽忠節之由神妙、寺舎以下如先々建立之、可專忠儀之状、如件、

天正參

六月十四日

信長朱印

越前國

誠照寺

山本寺「証誠寺」

中野寺「專照寺」

『誠照寺文書』（加能史料）戦国一六、一九五頁)

鯖江門徒之事、大坂格別之段、得其意候、然者、至末寺・寺内等、諸役除之、并仏法之儀、如先規興隆之、不可在相違者也、仍状如件、

天正參

十一月日

鯖江

修理亮勝家判

誠照寺

さらに本願寺門徒の一部に対しては、一揆に味方したことへの処罰を免除する代わりに真宗高田派門徒となることが勧告され、このことに感謝し、以後高田派の寺役を務めることを誓約した皿谷・所谷・中・籠谷・けうし・中村各村惣代の請文が提出されている。

『称名寺文書』（加能史料） 戰國一六、二三八頁

当郡中本願寺門徒之事、企惡行候付て、雖可被加成敗候、高田專福寺・称名寺・法光寺江出入可仕旨、被申付候条、早々可罷出候、若何かと相紛候輩於在之者、可為曲事之由候、……

天正三

十一月廿五日

遠藤惣兵衛

貢（花押）

大野郡之内在々所々

御給人衆

百姓中

『称名寺文書』（加能史料） 戰國一六、二三八頁

当村之儀、本願寺門徒に付て、雖可被成御成敗候、高田三個寺江御門徒被仰付候、忝存候、然者、向後いかやうにも寺役可相勵候、万一違乱存分申候者、急度可成御成敗候、仍如件、

天正三

十二月八日

さら谷村堂下

惣代左衛門（略押）

ところ谷村

金森五郎八殿様

惣代左衛門太郎（略押）

参

（以下惣代五名略）

この他、黒目称名寺への安堵状には「其門徒帰参人ら、別儀あるべからざるの状くだんの如し」（『称名寺文書』天正三年十月十八日柴田勝家判物、『加能史料』戦国一六、二二六頁）、「其方門徒帰参人の儀、御進退あるべきの旨勝家折紙を、これを遣はされ候」（同前・同年同月同日柴田勝定添状、同前）とあり、ここでも高田派への「帰参」がなされたことが窺え、本願寺門徒の流入を推測することができる。

真宗高田派、真宗三門徒派共に真宗本願寺派とは対立していた教団であり、越前一向一揆の勃発に際しては「一揆持」体制を形成した「國中一揆」に反し、織田信長の侵攻以前から織田方に内応していたことは前述の通りである。従つてこれらの対応が、本願寺門徒の勢力に大きな打撃であつたことはいうまでもない。

しかし一方、双方共に親鸞に帰依する真宗を掲げる教団であることも確かである。従つて織田方のこの措置が、親鸞に帰依する信仰を取り締まつたものではありえないことも明白である。むしろ本願寺門徒は取り締まる一方、同じく親鸞に帰依する他の宗派は容認するという織田信長の姿勢を窺わせるものといえよう。少なくとも織田信長が、本願寺派にのみ親鸞への信仰が存在すると認識していたと見るのでない限り、これら織田政権のとつた措置を、親鸞に帰依する信仰 자체への弾圧とみることはできない。

むしろ高田派・三門徒派への安堵を宣言した背景には、親鸞に帰依する同じ真宗として、この両派が本願寺派と混同されやすかつたという事情が想定できると思われる。高田派・三門徒派への攻撃が危惧されていたことは、先に引用した天正三年八月二十五日菅谷長行判物（『法雲寺文書』）の、「もし誰々にても違乱の輩これあるにおいては、御朱印の

開「マ、」此の旨理り申すべく候」との文言や、中野專照寺を「大坂と各別」であるとして安堵した織田信長が「若し非分の族申し懸くる輩においては、押へ置き注進あるべし、速かに嚴科に処すべき者なり」（『専念寺文書』（天正三年）六月二日織田信長黒印状）との文言から窺える。

この危惧の理由として、上記両派に対立する本願寺門徒与党からの反発も想定できるが、中野專照寺に対しては本願寺と「各別」であるが故に保護が宣言され、信長の越前侵攻による本願寺派迫害の最中に、高田派に対する擁護が宣言されていることからみれば、危惧されているのはむしろ本願寺派との混同による両派への攻撃だと考えられよう。本願寺派にとつては高田派・三門徒派が対立する宗派であったとしても、真宗の外部からみれば、本願寺派と高田派・三門徒派との距離は小さかつたのではないか。この点からみれば本願寺門徒に対する高田派への帰属勧告は、一揆としての処刑の免除を意図した措置ともみられる。

もちろん本願寺派と高田・三門徒派との客観的位置関係は、今後さらに検討が必要なことはいうまでもない。しかし一方織田政権が親鸞に帰依する信仰、即ち真宗自身を容認していたことは否定できないように思われる。そしてこれは、真宗の信仰が迫害されたが故に一向一揆が織田信長に対して蜂起したとする見解への再検討を喚起する事例と考えられ、織田信長と一向一揆との抗争に関して重要な論点を提起するもののように思われる。

念のために付言しておけば、「国中一揆」の当初、本願寺法主の命令に従つて蜂起した本願寺門徒たちが真宗信仰の徒であったことはいうまでもない。本願寺法主に「後生をこそ頼」んだから蜂起したと考えられる。しかしその彼等が加賀一向一揆や一族寺院の指令に抵抗したことも本稿で述べた通りである。信仰の次元では本願寺法主に帰依する人々が、本願寺の教団秩序や政治的支配に対しても反発するという点に、本願寺門徒の信仰、また一向一揆に関する、今後の検討を要する特徴があるようと思われるのである。

おわりに

かつて井上銳夫氏は、越前の「一揆持」体制が崩壊していった原因の一つとして、この中で権力を握った下間頼照、七里頼周、下間和泉、杉浦壱岐らが「権威の源泉を石山本願寺にもつ国外からの侵入者」であり「越前衆との相剋も起り易い」点を挙げられた。⁽¹⁾しかし「国外からの侵入者」をもたらした「国中一揆」蜂起は越前国内の問題から起こったというものが本稿の検討結果である。即ち織田政権から支配を許された朝倉氏旧臣中における富田長繁と、これに反対する勢力との相剋である。後者が加賀勢と結んだため、いわば呼び込まれる形で加賀一向一揆首脳らが越前を支配することになった。恐らくは本願寺顕如とも接触のあった朝倉景健（『顕如上人文案』卷上・永禄十三年）や、越前有力国衆で加賀に亡命していた本願寺門徒堀江景忠ら後者に属する者の人脈によるものと想像される。

しかし井上氏の指摘される通り、これは越前国全体の理解を得られるものではなかつたといえよう。本願寺法主への帰依の感情は国境を越えることが出来たとしても、本願寺の支配体制や、まして加賀一向一揆の支配は加賀・越前の国境に阻まれて、少なくとも短期間に内に受け入れられることはなかつたと考えられる。本願寺法主の命令により一命を賭して戦う一方、加賀一向一揆の命を受けた一族寺院の支配には抵抗した大塩円宮寺がこうした行動の一例を示すものと思われる。この点には当該期の「国」の規定性が大きく関わっていると思われる。既に戦国期における「国」という領域のもつ共同体としての性格が指摘されているが、同じ本願寺門徒の間でも加賀・越前という「国」に規定される面は大きかつたと考えられる。

本稿の検討結果の第二は、天正三年の織田信長の越前侵攻は、越前に勢力を拡大した加賀との交戦と、織田領越前に

おける加賀への内応者を処断することを目的としていたことである。越前平定に続く加賀への侵攻と、加賀一向一揆に対する赦免・和睦、及び越前における一揆の徹底した掃討はこの目的に対応している。

第三は、織田政権の本願寺門徒に対する掃討が、真宗という信仰を標的としたものではないことである。この点は真宗高田派・同三門徒派を安堵したこと、本願寺門徒の処断を猶予する代わりに高田派寺院への帰属を命じたことに端的に現れている。本願寺門徒を真宗他派へ帰属させたことをもって、真宗の信仰を否定・迫害したとみることは不適切であり、本願寺中心史觀によるのではなく真宗諸派を客観的にみることが必要であろう。

最後に本稿の検討で垣間見られた一向一揆の一面の特質に重ねて言及しておきたい。即ち本願寺門徒の行動様式においては、後生の救済を願う本願寺法主への帰依・信仰と、本願寺の政治的立場への同心とが接合されており、両者はしばしば乖離を示すという点である。少なくとも天正二・三年の越前一向一揆に関しては、本願寺門徒の中に、法主への帰依・信仰と本願寺教団の教団秩序や政治的支配に対する反発との並存が指摘できよう。

一向一揆に対する織田信長の対応もこの二つの点に対応していると思われる。前者への不問・黙認と政治的次元での本願寺門徒に対する攻撃という二点である。即ち本願寺門徒の一揆への加担を赦免し高田派への所属を命じ、真宗信仰に関しては容認する一方、自領々民の謀反には徹底した弾圧をもつて臨み、対立する隣国である加賀に対しても「外交」の次元で臨んでいる行動様式も、上記の本願寺門徒の行動様式に対応していると思われる。

この他にも今後の検討を必要とする事柄は多いが、一向一揆を考える上で「国」の規定性という政治的側面と本願寺法主への帰依という宗教的側面の双方を見る必要を提起して、蕪雜に堕した小論を終えたい。

〔註〕

八・二九八頁)との記述から窺われる。

(1) 小泉義博「越前一向一揆の展開」(『越前一向衆の研究』一九九九年、第一節、初出一九九六年)。なおこの一揆の中で活動していいた越前国衆堀江景忠に焦点をあて、その動向から当該事件

を考察したものとして、竹間芳明「越前一揆の構造」(『北陸の戦国時代と一揆』高志書院、一二〇一二年、初出二〇〇九年)がある。

(2) ここでいう「外交」とは丸島和洋氏が述べられる「戦国大名同士の交渉」(同『戦国大名の「外交』講談社、二〇一三年、八頁)に準じる、大名領国相互の同盟・和睦ないし敵対の関係を指す。

(3) 事実、真宗高田派は天正二年七月の時点で、朝倉景健・堀江景忠らと共に織田信長に内応している(『法雲寺文書』天正二年七月二十日織田信長黒印状)。

(4) 永正十六年頃、河合庄には給人として乙部右京亮が存在し、

年貢収納に本願寺も関わっていたことが『守光公記』の「禁裏御料所川合庄御年貢一千疋、商人小浜三郎左衛門取之、旧冬千疋岸方衆之……前々甘露寺取次之、旧冬被辞申之、仍自施業院於局被仰此事、則旧冬相語本願寺、為使下□者也、……彼給人乙郡乙部右京亮、一段無力者候、河合五郎兵衛、以他足進上申云々」(永正十六年二月二十二日条、大日本史料九・

(5) 『越州軍記』によれば、富田長繁は天正二年二月十八日に長泉州山の敵陣を攻撃中に戦死しており(四・富田与一揆合戦之事)、円宮寺が二月十八日に富田討死の際富田軍に加わってい

たとの告発と合致している。

(6) 『福井県史』通史編二、五一五・六頁(大原陸路氏執筆部分)。「滝谷寺文書」にみられる堀江景忠と堀江幸岩斎藤秀の花押は酷似しており、藤秀のそれは下部に一点、僅かな違いがあるものの、あとの部分は景忠のそれと細部に至るまで同じである。これだけ形状の酷似した二つの花押をそれぞれ、同じ堀江名字の別人のものと想定することは難しく、おそらく堀江景忠が幸岩斎の号をもつた際に、一点のみ変えたものと想像される。

(7) 既に永禄十年に堀江景忠は、加賀一向一揆に味方して越前より加賀へと出国したことを本願寺顕如から賞されており(『顕如上人文案』永禄十・六月五日書状)、加賀一向一揆にも人脈を有していたことが想定される。

(8) 金龍静「戦国期本願寺支配権の一考察」(峰岸純夫編『本願寺・一向一揆の研究』吉川弘文館、一九八四年、初出一九七六年)。

(9) 小黒西光寺は天正九年に准如が本行寺の住持となつた際、越前の末寺として本行寺の下寺に属しており(岡村喜史「近世前期本願寺における本末制の再編成」福間光超先生還暦記念『真宗史論叢』永田文昌堂、一九九三年)、織田方への内応によつ

て本願寺教団から制裁された形跡は見られない。

(10)

井上銳夫氏『加能史料』戦国一六は天正三年のものとする（井上『一向一揆の研究』吉川弘文館刊、一九六八年、五九九頁、『加能史料』戦国一六、一九九頁）。天正三年七月四日では織田信長の越前再侵攻以前となり内容上の齟齬が生じる。本書状の後段に「御屋形様上杉謙信御出勢にあらざれば、各還国の望みを遂げ難く候、則ち加州諸侍中より、連署をもつて御出馬の儀申入らるゝの由、目出度く珍重に存じ奉り候」とあり、天正四年八月十三日の足利義昭御内書には「加州の儀によつて出張相滯るの由候間、本願寺たつて意見を加へ異儀なく候、此の上は、急度越前に至り乱入肝要に候」（『上杉家文書』、『加能史料』戦国一六、二七三頁）とあり、越前侵攻が話題となつてゐる天正四年の可能性もある。また仮に異本の「九月八日」の表記をとれば、天正三年・四年双方の可能性があるが、織田信長と上杉謙信の対立が明確でない天正三年九月八日に「御屋形様御出勢」が話題となるかどうかが不明であり、ここではとりあえず天正四年に比定しておきたい。

(11) 井上銳夫『一向一揆の研究』（吉川弘文館、一九六八年）五八九頁。

(12)

勝俣鎮夫『戦国大名「國家」の成立』（『戦国時代論』岩波書店、一九九六年、初出一九九四年）、拙稿「戦国期の「國」観念」（『戦国時代の自力と秩序』吉川弘文館、二〇一三年）。